

# 投資家基礎知識： ドイツでのビジネス立上げ

2015年版



GERMANY  
TRADE & INVEST

## 国際企業のための重要な関連法律

このパンフレットは、ドイツにおけるビジネス立上げのプロセスを手順を追って説明するものです。また、内容構成は国際企業の皆様からもっとも頻繁に寄せられる質問に焦点を当てたものになっており、四つの主要カテゴリー「ドイツでのビジネスの立ち上げ」、「入国と滞在」、「企業税制」そして「被雇用者と社会保障」に分類されています。なおこのパンフレットは、これらに関連する基本的かつ不可欠な情報と共に、ドイツにおける新規ビジネス立上げのノウハウも迅速かつ分かりやすく解説しています。

### 入国と滞在

通常、ドイツにおけるビジネス立上げの過程においては、ある時点で外国人企業家が自らドイツを訪れる必要が生じます。このとき、投資家の出身国によってはドイツ入国のためのビザが必要になる可能性があります。また、ドイツ長期滞在中には滞在許可が必要となります。このように、必要な滞在許可の種類は予定しているドイツでのビジネス活動の内容により異なってきます。

当機関の法律専門スタッフは以下の点をチェックし、皆様のドイツご出張の準備をお手伝いします。

- ドイツ入国前にビザの申請が必要となるか
- 予定されたビジネス活動を行うためには、どのようなタイプの滞在許可が必要か
- 各種滞在許可の取得条件
- 申請手続きの進め方

### ビジネスの立上げ

ドイツの会社法は、全てのタイプのビジネスに対応するべく様々な法制度を備えています。ほんの幾つかの手順を必要とするのみの簡易な会社設立を含め、ドイツでのビジネス立上げの手続きはスムーズかつ効率的に進めることが可能となっています。

当機関の専門スタッフは皆様のドイツでのビジネス立上げ準備のお手伝いをします。また、以下の事項について情報をご提供します。

- ドイツで商業活動をスタートさせる一般的な方法
- 会社形態格の様々な選択肢
- 会社設立手続きの詳細
- 商業登記および事業担当局への登録

### 企業税制

企業税制の内容は、主に企業の有する法人格により異なります。このため、会社の法人格を選択する際には会社の法的形態により異なる税制上の扱いを考慮する必要があります。また、ドイツはいくつかの国と二国間租税条約を締結しており、それに当てはまる場合利益配当金への二重課税を防止されます。

当機関の税制担当の専門スタッフは、皆様のビジネスを最適化するお手伝いをします。また、以下の事項について情報をご提供します。

- ドイツの税環境
- 会社形態による税制上の影響
- 二重課税の防止方法
- 税務署への登録方法

### 被雇用者と社会保障

既に会社設立の段階から、専門家や従業員の募集方法については注意を払う必要があります。さらに、様々な雇用モデルや雇用条件についての知識を得ることが、雇用プロセスの成功を助けます。

当機関の法律担当の専門スタッフは、皆様の雇用プロセスの最適化をはかるべく次の事項について事前にアドバイスいたします。

- 柔軟性の高い雇用モデル
- 様々な雇用条件
- 社会保障制度や給与計算
- 被雇用者の社会保障制度への登録

## 海外投資企業のためのさまざまな会社形態

ドイツでは国籍・居住国に関係なく誰もがビジネスを立ち上げることができます。ドイツに支社や新たな子会社を立ち上げる際、特別に取り決められた投資法などはありません。

### ドイツにおけるビジネスの法的構造

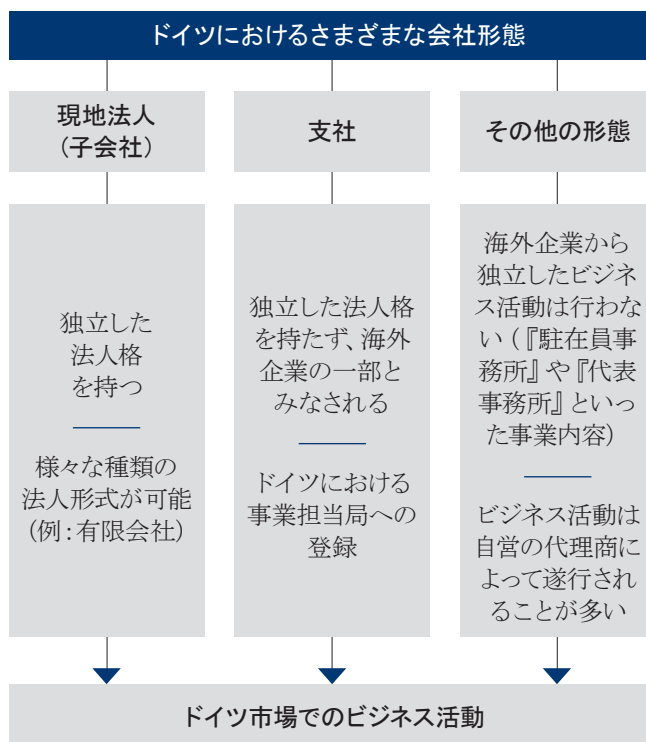
外国籍企業がドイツでビジネスを立ち上げるには、様々な方法が存在します。実際によく選択されるのは、別会社である現地法人(子会社)をコーポレーション(資本会社)として設立する方法です。しかしこの他にも、パートナーシップ(人的会社)としての現地法人(子会社)や、個人による法人の設立も可能となっています。また、既存の企業がドイツ支社を通して事業を展開することもできます。どの方法を選択しても、設立の手続きは分かり易く簡単なものとなっています。通常、ドイツで会社を設立しようとする外国人に対する制限事項はありません。しかしながら、自治体の事業担当局への登録の際には現地代表者が必要です。

## 現地法人(子会社)

現地法人(子会社)とは、別会社(親会社)により設立され主にその支配下に置かれた自律的企業体です。親会社は現地法人(子会社)の設立にあたり、コーポレーションまたはパートナーシップのいずれかでより事業に適した法人格を選択することができます。一般的に、法人格の選択に際しては、意図する株主の機能や納税にあつての法的責任が決定的な要素となります。すべての会社形態の基本構造は法によって規定されており、このため予見可能性と法的な確実性が提供されています。また、外国籍の企業家にもドイツ人企業家と同じ法的条件が適用されます。

### コーポレーション(資本会社)

コーポレーションは株主による資本の出資を主な特徴としています。コーポレーションは「法人」組織です。これは、各々の出資者(株主)ではなく会社自身が権利を保持し義務を負う主体であることを意味しています。契約を締結し、資産を保有し、納税の責任を負うのも全てコーポレーションである会社自身です。コーポレーションは法人税、営業税および連帯付加税の納税義務を負っています。株主は個人として有限責任を負います。また、最低株式資本が定められています。



コーポレーションは一人または複数の出資者(株主)による設立が可能となっています。ドイツでも重要なコーポレーションの形式は有限社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung 略称 GmbH)および株式会社(Aktiengesellschaft 略称 AG)です。有限会社についてのさらに詳しい情報はファクトシート「ビジネスの立上げ」でご覧いただけます。

### パートナーシップ(人的会社)

パートナーが会社のビジネス活動に個人的に関与しているのがパートナーシップの特徴です。パートナー個人の責任範囲は無限責任となり、最低株式資本は定められていません。パートナーシップには少なくとも二人のパートナーが必要です。パートナーシップの形式としては民法上の組合(GbR)、合名会社(oHG)、合資会社(KG)そして有限合資会社(GmbH & Co. KG)の四つが挙げられます。

## 支社

ドイツ国外で商業登記済の事業を行っている外国籍企業本社はドイツに支社を設立することができます。ビジネス発足およびビジネスパートナーとの関係保持のためにドイツにおける拠点を確立したいと考える海外企業には、この支社という事業形態がふさわしいといえます。

### 支社の主要な特徴

支社は本社から独立分離した法人格を持ちません。支社は法的にも組織的にも本社事業の一部であり、本社が所在する本国の法の支配を受けています。こうした理由から、本社は債権者が支社に対し求める責任を自社の資産をもって100%負うこととなります。支社が負う義務、債務の全てに対しても本社は法的責任を負います。

ドイツには海外本社からの独立度により異なる二種類の形態の支社があります。いずれの場合も、ドイツにおける最低一名の常駐代表者が必要となります。

### 独立支社

独立支社 (selbständige Zweigniederlassung) は単なる事業履行とサポートだけに留まらず、これ以上の業務を遂行します。独立支社は、本社の事業目的の範囲内で独自のビジネス裁量権を行使できます。また、独立支社は、執行権を伴った経営管理を行うと共に、独自の銀行口座、独自または本社を通じた会計、および本社から配分された独自の事業資産を有しています。

### 非独立支社

非独立支社 (unselbständige Zweigniederlassung) はドイツにおけるビジネスコンタクトの維持とビジネスの開始に焦点をあてた活動を行います。非独立支社はサポート業務およびビジネス履行に関する業務を行います。独自の裁量権は有しておらず完全に本社の支配下にあります。

この二種類の支社の登録手続きについての詳しい情報はファクトシート「ビジネスの立上げ」でご覧いただけます。

### 支社に対する課税

当該国との二国間租税条約に従って、ドイツ支社が恒久的なビジネス組織と認められる場合、ドイツ支社はドイツにて課税義務を負います。独立支社は恒久的組織として扱われるのが一般的である一方で、非独立支社は一定の条件下においてのみ恒久的組織であるとされます。

外国籍企業のドイツにおける恒久的組織に帰する利益は、ドイツの企業税制(法人税、連帯付加税および地方税としての営業税)に従って課税されます。詳しい情報はファクトシート「企業税制」でご覧いただけます。

### その他の会社形態

単に市場調査や初期の顧客開拓のための地固めとして機能すべき事務所は「代表事務所」と定義されます。しかしながら、この定義はドイツの商業法には存在しません。

例えば外国籍企業が商業活動のための事務所を設立する場合は通常、ドイツの非独立支社として登録されなければなりません。これは、外国籍企業が駐在員を永続的に現地に配置し、持続的な方法で商業活動を行う場合に典型的な形態です。

また、例えば本社公認の代理商など第三者がオフィスを運営する場合は、あくまでに外国籍企業自身は、直接独自のビジネス活動は行っていないと考えられますので、このような場合は外国籍企業は自治体の事業当局に事務所を登録する必要はありません。ここで重要となるのは、代理商の実質的な独立性であり、また、外国籍企業からの指示なしに自由にビジネス活動が行えるかという点です。

## 様々な滞在資格について

ドイツは、外国人がドイツに滞在する期間と意図（ビジネスを含む）に応じてそれぞれ異なった滞在資格を発行しています。滞在資格の種類には、ビザ（シェンゲンビザおよびナショナルビザ）、滞在許可そして定住許可があります。ビザはドイツ入国および短期滞在（最初の入国から180日以内最高90日まで）を許可するものです。長期滞在（入国日から180日以内に90日を超える滞在）、自営業ベースまたは被雇用者としての就労の場合は、滞在許可または定住許可が必要となります。

### 滞在資格が必要な人とは？

EU市民、そしてアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイスのを有する人ドイツでの滞在および就労の際に滞在資格を取得する必要はありません。ただし、EU市民はドイツでの滞在または就労の際に滞在資格を取得する必要はありません。ただし、クロアチア国籍保持者はドイツでの就労の際にはまだ労働許可の取得が必要です。しかしながら、クロアチアしかしクロアチア国籍保持者が大学卒業生であり、ドイツにおいてその専門性に応じて雇用される場合、労働市場は開かれています。

#### 非EU市民の入国と短期滞在

通常、非EU市民のドイツ入国および短期滞在にはシェンゲンビザが必要です。しかしながら、特定の国々の出身者には個別の規則が適用されています。例えば、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、イスラエル、メキシコ、ニュージーランド、韓国、アメリカ合衆国および香港の出身者は（最初の入国から180日以内に）最高90日までビザ無しでドイツに滞在できるよう取り決められています。

#### 非EU市民の長期滞在

非EU市民がドイツに長期滞在するには、滞在許可または定住許可が必要です。まず、非EU市民はそれぞれの出身国におけるドイツ大使館またはドイツ総領事館で入国に必要なナショナルビザの発行を受けます。ナショナルビザはドイツ入国後に滞在地の外国人局（Ausländerbehörde）で滞在許可に切り替えられます。また、短期滞在ビザ免除国出身の非EU市民であっても、長期滞在を目的としたドイツ入国の際にはナショナルビザが必要となります。

例外として、日本、オーストラリア、カナダ、イスラエル、ニュージーランド、韓国そしてアメリカ合衆国の国民は長期滞在目的でのドイツ入国時もナショナルビザが免除されます。これらの国々の国民は、必要に応じて滞在許可または定住許可をドイツ国内の外国人局で直接申請できます。

日本国籍所持者のドイツ入国・滞在情報一覧		
滞在方法	必要なビザ	申請手続き
<b>短期滞在</b>		
180日以内の最高90日までのドイツ滞在	日本国籍保持者はビザは必要なし。	必要なし
	日本国籍保持者はドイツ入国の際に有効な旅券を提示するのみ。この条件は、ドイツに起業するために訪独する日本人にも値する。	
<b>長期滞在</b>		
90日以上で有給就労のドイツ滞在	滞在許可または定住許可が必要。	滞在許可および定住許可は、ドイツ入国前に当事者母国の管轄のドイツ領事館またはドイツ大使館にて申請することができます。また、ドイツ入国後もドイツ国内の外国人局（Ausländerbehörde）にて申請可能です。
	就労や自営業が目的の長期滞在を予定している場合は、就労許可のある定住許可が必要となります。	

### 申請手続きの流れ

通常、滞在資格の申請はドイツ入国前に管轄のドイツ大使館またはドイツ総領事館にて申請する必要があります。個々のビザは申請者の母国にて数週間以内に発行されます。申請料は通常60ユーロです。加えて、滞在許可の取得には最高で110ユーロまでの追加料金がかかります。

## 入国と滞在

### 会社の設立

大抵の場合、会社設立の段階ではシェンゲンビジネスビザがあれば十分です。シェンゲンビザ（商用ビザ）の所持者は最高90日までドイツに滞在を許可されており、大抵の場合はその間に設立に必要な基礎的プロセスを完了することができます。

#### シェンゲンビジネスビザで行える会社設立の手続き

- 定款の締結と公証
- ドイツ人公証人による登記申請
- 営業届（現地在住の代表者が少なくとも一人いる場合）
- 会社設立に伴う他の準備作業（例：銀行口座の開設またはリース契約の締結など）
- ビジネスパートナーとの交渉や契約の締結

シェンゲンビザ（商用ビザ）を利用してドイツで会社を設立しても、その後の滞在許可の発行が自動的に保証されるわけではありません。必要に応じ、自営業または被雇用就労のための滞在許可は時間的な余裕をもってあらかじめ申請しておくことが推奨されます。また、会社設立の手続きが90日以上かかる場合も滞在許可を申請しなければいけません。

### 現地で経営管理を行う場合（自営業者）

非EU市民の経営者が自営業者として社の経営管理を現地ドイツで直接行うには、自営業を目的とした滞在許可が必要です。滞在許可取得には、計画されているビジネスによるポジティブな経済効果が見込まれること、かつ資金調達の道が確保されていることが前提条件となります。その上で、根本的なビジネスアイデアの実現可能性、外国籍自営業者の企業家としての経験、ビジネスプランに対する経済的関心や地域の需要が存在するかといった要素を考慮して、計画しているビジネスの個別評価が行われます。自営業を目的とする滞在許可の期限は最長で三年です。丸三年が経過した時点で、当該の投資プロジェクトが成功を収めており、かつ将来的に安定した収入が見込める場合には定住（永住）許可が下ります。

#### 自営業者とみなされるポジション

- 起業家（フリーランスを含む）
- パートナーシップ会社のパートナー
- GmbHの業務執行取締役を兼ねる当該GmbHの支配株主

### ドイツにおける雇用

ドイツで被雇用者として就労する非EU市民は被雇用者用の滞在許可を取得する必要があります。被雇用者としての就労を目的とした滞在許可の期限は最長で三年となっています。ただしこれは延長が可能です。定住許可は滞在許可を五年間保持した後に発行が可能となります。被雇用者用の滞在許可発行にあたっては様々な条件がありますが、原則としては具体的な雇用ポジションを提示できる必要があります。外国人の資格レベルとドイツで就労する仕事の特性によっては、ドイツ連邦労働局BA(Bundesagentur für Arbeit)の承認が必要な場合があります。しかしながら、特定の職業グループについてはBAの承認要件が完全に免除されています。BAの承認を得るには、(1)当該ポジションに適当なドイツ人またはEU市民の候補者がいない（「優先権チェック」）、(2)外国籍の被雇用者が同等のポジションにあるドイツ人被雇用者と（特に給与と労働時間の点で）同様の雇用条件で雇用されていることが必要です。また、たとえば国際企業のスペシャリストの場合は、(1)の優先権チェックを行わず、(2)の雇用条件のみを考慮してBAの承認が与えられることがあります。

#### BAの承認が免除される特定の職業グループ

- 経営幹部（例：被雇用者としての代表取締役、被雇用者としての管理職）
- ドイツの大学を卒業している専門家
- 学術研究スタッフ
- EUブルーカード申請者（下記参照）

### EUブルーカード — 高資格被雇用者のための滞在許可

いわゆる「EUブルーカード」は、高資格を有する非EU市民のドイツにおける迅速な雇用を可能にするものです。ドイツの大学卒業資格（または同等の資格）を保持し、かつ年収額面4万8,400万ユーロ以上（2015年時点）を提示できる外国人は、この滞在資格を申請することができます。また、人員不足が顕著な職業（例：エンジニア、IT専門家）では、最低年収の制限が緩和されています（2015年の時点では3万7,752ユーロ）。このカテゴリーでの滞在許可は、BAからの承認を必要としますが、その際には優先権チェックは行われません。定住許可はEUブルーカードを33か月間保持した後か、または当該の外国籍市民のドイツ語能力が一定のレベルに達している場合は21か月後に取得することが可能です。

## 会社設立の効率的プロセス

ドイツ市場に参入するには様々な方法があります。通常、拡大を狙う外国籍企業は現地法人を設立するか、または支社を登録する方法を選択します。どちらも手続きは迅速かつ効率的で、明確に規定された幾つかのステップを経て完了します。

現地法人(子会社)とは、別会社(親会社)により設立されその支配下に置かれる自律的企業体です。現地法人(子会社)設立手続きはまず会社の組織形成から始まり、登記を済ませた時点で完了します。また、外国籍企業が現地法人を設立する場合は有限会社(GmbH)形式をとるのが主流です。

これに対し、支社は外国籍本社組織の一部とみなされます。したがって、会社設立の手続きは必要なく、支社の登録のみが必要となります。

## 有限会社(GMBH)の設立手続き

有限会社は高い柔軟性を有する組織であると同時に義務事項が比較的少ないことが特徴です。

有限会社を設立するには、少なくとも一人の出資者(個人または法人)が必要です。有限会社の出資者や代表取締役の国籍や居住地は問われません。しかしながら、会社としてドイツ国内の商用住所と現地の代表者が必要となります。また、有限会社には最低資本金として2万5,000ユーロが必要です。最低資本金は現金または現物(例:不動産や特許)で出資することも可能です。

現物での出資を行う場合は、たとえば定款などにおいて取り決められ、また見積価格の報告を行う必要があります。また、資産はすべて出資されなければなりません。

最低資本金を現金で出資する場合の設立の手続きは、以下のステップに分類されます。

### 1. 定款の作成

定款は企業の事業目的や組織構造を明確に輪郭づけるものです。有限会社の契約デザインは自由裁量の余地が大きく、このため有限会社は非常に柔軟性の高い法人組織となっています。定款には必須事項として資本金額、出資者と各々の分担金、ビジネスの名称、登録済の事務所および企業目的を記載する必要があります。

### 有限会社(GmbH)立の手続き

ステップ 1	定款の作成
ステップ 2	定款の公証
ステップ 3	資本金の振込み
ステップ 4	商業登記
ステップ 5	事業担当局への登録

### ドイツの公証人

公証人は中立性を宣誓し公的機能を委任された法曹です。ドイツでは地域によって、「純」公証人または「弁護士兼」公証人としての二つの異なった権限が存在します。また、独立性と公平無私を保証するため、公証人の数は各ドイツ連邦州により限定されています。ドイツでは会社の設立や商業登記(Handelsregister)の際などに公証が求められます。公証料は社の取引額に依拠することが法により定められています。例えば有限会社(GmbH)設立の際の公証料は資本金の額により決定することになります。公証費用の推定総額はおよそ700ユーロから800ユーロです。

### 2. 定款の公証

通常、定款の作成と公証は、ドイツの公証人により一度で完了します。創立株主が公正証書をもって定款を承認し、一人または複数の取締役を任命します。また、定款は設立に関わる創立株主全員によって署名された上で公証を受けなければなりません。

### 3. 資本金の支払い

定款が公証を受けた後、会社は銀行口座を開設し資本金を預け入れる必要があります。例えば資本金2万5,000ユーロの有限会社を商業登記する場合には、届出の時点で払い込みの総額が1万2,500ユーロあれば十分です。

# ビジネスの立上げ

ドイツで新規ビジネスを立上げる際には、事業活動スタートの前に公的な商業登記と現地の事業担当局への登録を済ませる必要があります。

## 4. 商業登記簿への登録

有限会社設立に必要な資本金が調達されたことが確認できれば、取締役は有限会社の商業登記を申請できます。申請は公証人がオンラインで行います。申請の際には有限会社の取締役全員の署名が必要です（代理権は行使できません）。また、当該会社の関連書類も併せて提出します。親会社がある場合は、その存在と代表者の代理権を証明する書類も必要になります<sup>1</sup>。商業登記では有限会社が全ての設立条件を満たしているかがチェックされ、問題がなければその有限会社は正式に登録され独立した法人格として成立することになります。また、責任範囲も商業登記への登録を行った時点から有効となります。

## 5. 事業担当局への登録

新設企業は、計画している活動について事業運営の開始前に事業担当局に通知しなければなりません。事業登録に際して営業免許や営業許可が求められることは通常ありませんが、幾つかのビジネス分野では許可あるいは承認が必要となることがあります。

## 支社の設立

ドイツには二種類の支社が存在します。ひとつは独立支社 (selbständige Zweigniederlassung)、もうひとつは非独立支社 (unselbständige Zweigniederlassung) です。支社の種類に関する詳しい情報は、本パンフレットの折込ページを参照してください。

### 商業登記簿への登録

商業登記簿への登録が必要なのは独立支社だけです。申請の際には、海外本社および支社に関する詳細な情報も併せて提出する必要があります。例えば、海外本社の存在やその代表者の代理権などを証明する書類もここに含まれます<sup>1</sup>。

### 事業担当局への登録

独立支社および非独立支社は両者とも、事業運営の開始以前に事業担当局への登録を済ませなければなりません。有限会社の登録の場合と同様、事業登録の際に営業免許または営業許可は通常は必要ではありませんが、幾つかのビジネス分野に限っては許可あるいは承認が求められることがあります。

## 商業登記

商業登記 (Handelsregister) は登録済の企業に関する重要情報の提供を通して商法上の法的安定性を保証しているシステムで、区裁判所 (Amtsgericht) により管理運営されています。企業情報の一部はオンラインで閲覧可能です ([www.unternehmensregister.de](http://www.unternehmensregister.de))。また同サイトでは商業登記を取り寄せることもできます (有料)。これにより、任意の会社の存在や代理権を迅速かつ容易にチェックすることができます。商業登記簿には、商業的な事業運営を行う全ての法人・企業が登録されています。商業登記の登録申請はドイツ公証人によって公正証書および電子版での提出が必要となります。

## 事業担当局

事業活動を開始する前に、すべての事業運営者は事業の拠点となる自治体の事業担当局 (Gewerbe-/Ordnungsamt) への通知を行う必要があります。また、事業分野によっては事業ライセンスの提出が求められる場合があります。(例: 不動産仲介業、株式仲買人、警備会社、不動産開発業者) また、事業担当局への登録に際しては現地における代表者が少なくとも一人必要です。通常、事業担当局は登録内容を税務署や商工会議所 (Industrie- und Handelskammer) または手工業会議所 (Handwerkskammer) などに転送します。会議所への入会は義務であり、自動的に行われます。

<sup>1</sup>通常、海外親会社の海外における商業登記の抄録、あるいは海外親会社の法人設立認可証、法人存続証明書および定款などの提出が求められます。これらの文書は公証を受けた上で官庁認証またはアポストイコ認証を受けなければいけません。また、これらの文書には認証を受けたドイツ語訳を添付する必要があります。親会社の法人格や拠点国によって提出を要求される文書の種類が異なる可能性があることにご注意ください。個々のケースについては早い段階でドイツの公証人にお問い合わせください。



## 法人税の課税

様々な工業大国のなかでも、ドイツの税制度は最も競争力の高いものとなっています。ドイツには全国一律の法人税というものはありません。代わりに、企業に課せられる税は一般的に次の三つの部分から成っています。

- 法人税
- 連帯付加税
- 営業税

法人税と連帯付加税の税率が全国一律で固定されているのに対し、営業税の税率は自治体によって異なります。これら三種類の税を合わせたものが、企業にとっての全体の税負担です。このため、企業の全税負担は地域によっては最低22.83%となります。ドイツにおける法人の税負担は全国平均で29.83%です。Germany Trade & Invest は、皆様が魅力的なドイツ国内の拠点を探し出すためのサポートを行います。

### 法人税

法人税は、課税対象となる企業収益の15%という全国一律の固定税率で徴収されます。有限会社(GmbH)や株式会社(AG)といったすべてのドイツ法人ならびに外国籍企業のドイツにおける恒久的組織は法人税の納税義務を負います。

### 連帯付加税

連帯付加税(Solidarit tszuschlag)もまた全国一律の固定税率で法人に課税されます。連帯付加税は法人税に追加されるもので、税率は法人税率の5.5%です(法人税の課税対象となる額の5.5%ではありません)。法人税と連帯付加税を合わせると、課税率は全体で15.83%となります。

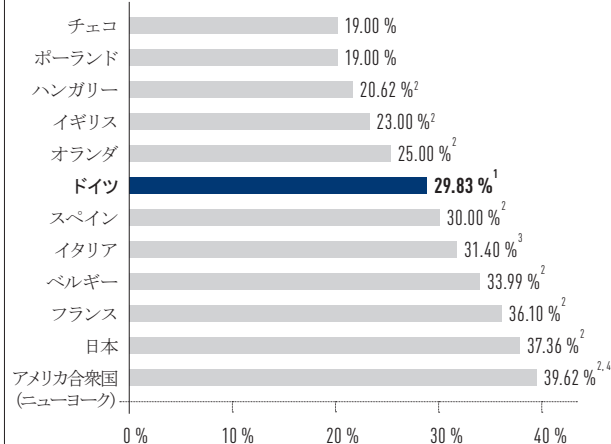
### 営業税

営業税は地方税(市税)であり、税率は自治体が個別に設定します。このため営業税率は企業の拠点ごとに異なり、全体の税負担を考える上で重要な要素となっています。

最低営業税率は7%です。営業税率の上限を定める法的規定はありませんが、ドイツの平均営業税率はおおよそ14%となっています。また一般に、営業税率は地方よりも都市部で高くなる傾向にあります。営業税には連帯付加税は課せられません。営業税の負担は以下に挙げる二つの係数をもとに算出されます。

- 課税基準率3.5%(全国一律)
- 賦課率(Hebesatz)は各自治体が個別に設定(200%以上)

## 主要国別:企業の平均税負



注:

- <sup>1</sup> ドイツの全国平均; 幾つかの地域ではこれよりも低い税率が可能です。幾つかの自治体では営業税率が22.83%という例もあります。
- <sup>2</sup> 最高法人税率; 初期低税率または他の特別税率は別に存在します。
- <sup>3</sup> アメリカ合衆国の例: アメリカ合衆国では15%から35%の累進税率が実施されています。
- <sup>4</sup> IRAP 標準税率に準拠 (IRAP=イタリア州事業税)。

出典: 連邦財務省2014年

## 企業の税負担の算出モデル\*

要素:

$$\begin{aligned}
 & 15 \% \text{ (法人税)} \\
 & + \\
 & 0.825 \% \text{ (連帯付加税)} \\
 & + \\
 & 14 \% \text{ (営業税率)}^* \\
 \hline
 & \sim 29.83 \%^*
 \end{aligned}$$

\*ドイツの平均営業税賦課率400%

まず、課税対象となる収入に課税基準率を掛け、いわゆる課税基準額を算出します。次に、この課税基準額に当該自治体が設定する賦課率を掛けます。各自治体の営業税率は、課税基準率3.5%に自治体の賦課率を掛けて算出されます。

## 利益配当金への課税

国際的なビジネス関係における二重課税を防ぐため、ドイツは各国と二国間租税条約の広範なネットワークを築いています。例えばドイツ現地法人（子会社）が海外の親会社に利益配当金を払うときは、本来は25%の資本収益税（Kapitalertragssteuer）に加えて連帯付加税を納める義務が発生します。しかし、親会社本国とドイツが二国間租税条約を締結している場合には資本収益税は通常よりかなり軽減されます（15%、10%、または5%）。現在の日独租税条約において、ドイツ現地法人（子会社）からの日本への親会社への配当に関しては15%の源泉税率が定められています。日本とドイツは2011年12月からこの日独租税条約改定に向けた交渉を行っており、2015年7月、実質合意に至ったと発表がありました。日本財務省のプレスリリースによると、新協定は、現行協定の内容を全面的に改めるものであり、両国間の投資交流を一層促進するために投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉徴収税を軽減し、事業利得に関する条項を改定するとともに、協定に関する紛争の解決を確保するために相互協議手続に仲裁制度を導入としています。

- ▶異なる規定がパートナーシップによる配当金の支払いに適用される場合があります。

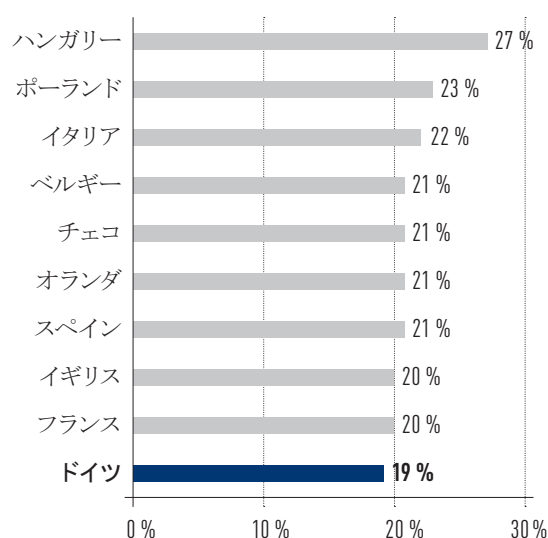
## 売上税（VAT）

売上税（VAT）は、モノやサービスの取引に伴い発生する税です。通常、企業は製品やサービスの値段に売上税を上乗せし、これを顧客への請求書に記載する義務を負っています。企業間の取引においては、法人顧客自身が売上税（VAT）を税務局に納めるといふ、いわゆるリバースチャージ手続きの義務が生じます（これはたとえば下請けによる特定の建設工事などに適用できます）。また通常、リバースチャージ手続きは「EU域内供給」と呼ばれる、あるEU加盟国の企業から別のEU加盟国の法人顧客へのモノまたはサービスの販売についても適用されます。一般に、このような売買のケース（「EU域内購入」）では、法人顧客は自身の属するEU加盟国にて売上税（VAT）を支払う必要があります。

### 売上税率

ドイツの売上税率は19%と、欧州平均を下回っています。一部の消費財や日常的なサービス（食品、新聞、地域内の公共交通機関およびホテル滞在など）については軽減税率として売上税7%が適用されています。また、幾つかのサービス（銀行や医療関係のサービスまたは社会事業）には売上税は課せられません。徴収された売上税は、毎月か毎四半期、または毎年一回の間隔で税務署に納付されなければいけません。納付期限は企業の益金額により異なります。

### EU 主要加盟国別：売上税



出典：欧州委員会 2014年

### 税務局登録

すべての企業は自治体の税務局に登録し、法人税課税やおよびドイツの売上税に使用される税番号を取得しなければなりません。また、税番号の発行に、租税査定質問票に記入する必要があります。企業が他のEU加盟国にモノを納品したり、または他のEU加盟国からモノを輸入する場合は、連邦中央税務局が発行する売上税識別番号が必要です。売上税番号の申請はオンラインで行えるほか、他の通常の税番号の申請と一緒にすることもできます。

### 前納税控除

企業自身もモノやサービスの購入時には売上税を支払います。確定申告で売上税の徴収分と支払い分の差額を調整し、前納税控除（Vorsteuerabzug）とすることができます。企業にとっては、売上税は一過性の税という位置づけとなります。

## 労働市場

### 従業員の雇用

ドイツは、高度な技能を備えやる気に溢れた誠実な人材を輩出していることで国際的に知られています。また、雇用主は個々のニーズに応じた採用プロセスを計画することが可能となっており、遵守すべき雇用ガイドラインも多くはありません。例えば、雇用は非差別的に行わなければならないこともルールのひとつとなっています（これは、雇用主は人種、民族、性別、宗教、信念、障がい、年齢または性的指向によって応募者を差別することなく、機会均等の原則に基づいて従業員を雇用しなければならないことを意味しています）。また、連邦労働局（Bundesagentur für Arbeit）による人材あっせんサービスの提供もあります。連邦労働局はこのようなサービスを無料で提供するほか、ドイツ全国の大都市で職業安定所（ジョブセンター）を運営しています。また、人材雇用のための広範囲な公的サポートも幾つか存在しています。

## 雇用モデル

### 正規雇用

正規雇用契約は無期限の雇用契約です。契約の終了は、法で定められた解雇通知期間を守った上で終了通知を書面で行うことにより可能となります。また、正規雇用契約は六ヶ月間の試用期間を含んでおり、この期間中であれば二週間前の通知を行うことにより契約は随時終了できます。

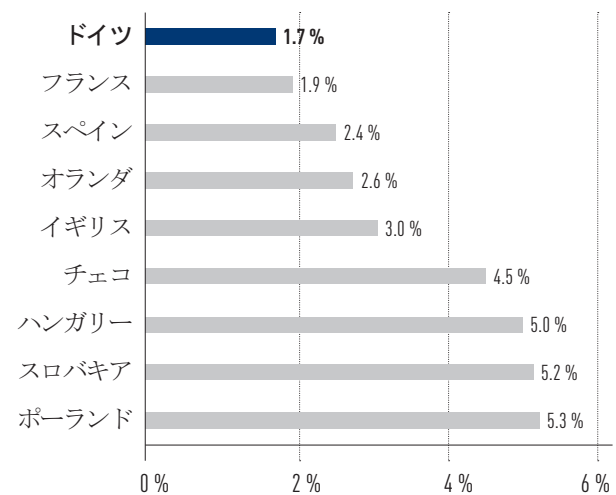
### 有期雇用契約

有期雇用契約は指定の期日に自動的に終了します。その際、正式な解雇請求は必要ではありません。契約を更新するかどうかは雇用主の決断に委ねられます。通常、有期雇用契約の期間は最長で二年間です。また、契約期間の合計が二年を超えない限りは三回までの契約延長が可能となっています。さらに新設会社の場合は、会社設立から最初の四年間は有期雇用契約は最長で合計で四年間まで許可されており、合計で四年を超えない限りは複数回でも契約更新ができます。

### 派遣雇用

派遣雇用とは、企業が派遣会社から従業員を賃貸（リース）することを意味します。しかしながら、勤務期間は臨時雇いの特徴を持っている必要があります。従業員は法的には派遣会社によって雇用されており、派遣会社から給与を受け取ります。派遣雇用業界では、法定の最低時給賃金の適用が義務付けられています。通常、雇用条件は団体労働協約によって取決められます。従業員が派遣先企業に提供するサービスの期間や終了条件は、労働法規ではなく派遣先企業と派遣会社との間のサービス契約により決定されます。近年、派遣会社の数は大幅に増加しており、急な需要に対するふさわしい人材の確保が可能となっています。

欧州における人件費の上昇率2004年～2013年



出典：ユーロスタット 2014年

## 賃金水準の推移

ドイツの人件費は非常に安定していることで知られています。ほとんどのEU加盟国では賃金は2004年以来上昇し続けており、特に東欧諸国をはじめとしたいくつかの国々では上昇率は5%をマークしています。これに対し、ドイツの賃金上昇率はわずか1.7%と、EU圏内では最も低くなっています。最低時給賃金8.50ユーロは2015年1月1日より有効となります。また、いくつかの産業部門では移行期間中の取り決めが適用されず（例：普遍的に適用可能な団体賃金協約）。また、この最低賃金の制約から免除される一般的なケースも存在します。たとえば、以下のグループは最低賃金の規制を受けません。

- 18歳未満の被雇用者
- 必須科目としてインターンシップ/三ヶ月未満のインターンシップを修了する学生
- 長期失業者（雇用後六ヶ月間）

## 社会保障

いくつかの先進工業国とは対照的に、ドイツの社会保障の根幹は再分配のプロセスを通して社会全体から創出された財源により支えられています。年金受給者、病人や介護を必要とする人々および失業者のためのコストは、被雇用者および雇用者からの分担金によって直接賄われています。

### 社会保険制度の内容

ドイツの社会保険制度は次の五つの保険システムで構成されています。

- 医療保険\*
- 介護保険
- 年金保険
- 失業保険
- 労災保険

一般的に、雇用者と被雇用者はおおよそ同程度の社会保険分担金を支払っています。例外として、労災保険のコストだけは雇用者のみの負担となっています。

### 給与計算

ドイツでは、被雇用者は手取り給与を受け取ります。つまり、渡される給料からは既に税金や社会保険の分担金が差し引かれています。

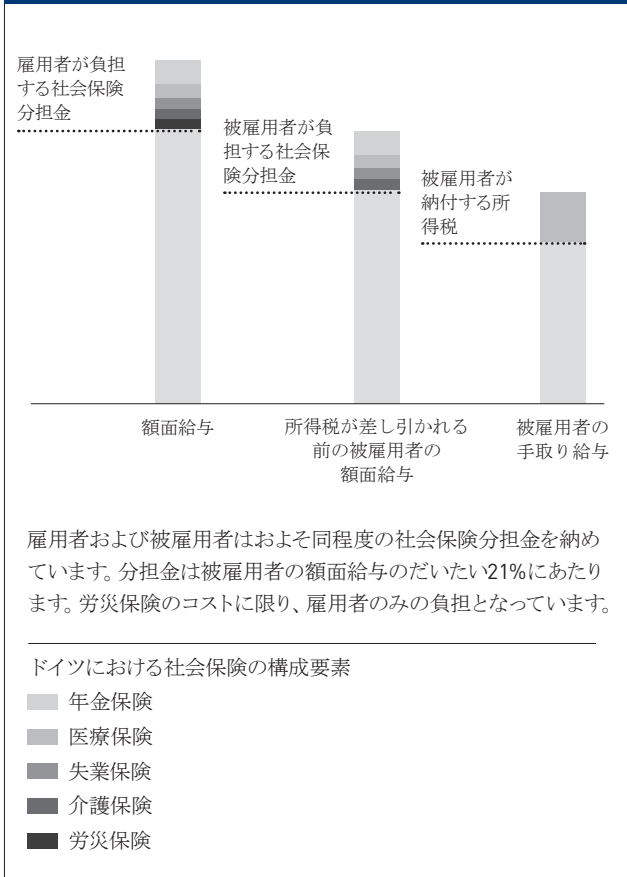
雇用者は、額面給与を計算した上でそこから被雇用者の社会保険分担金を差し引き、被雇用者の加入している医療保険会社にこれを納付します。さらに医療保険機関はこれらの分担金の全てを、労災保険を除いた関連保険資金に回します。

労災保険の分担金は、雇用者が被雇用者の属する同業者組合 (Berufsgenossenschaft) に振り込まなくてはなりません。また、雇用者は被雇用者の給与に課せられる所得税も前もって差し引いた上で管轄の税務署 (Finanzamt) に振り込みます。

### 二国間社会保障協定

被雇用者の多国間移動を簡易化するために、ドイツは日本との二国間社会保障協定を結んでいます。この協定は公的年金制度の二重払い防止を目的としています。この協定に従って、日本の会社から、ドイツでの現地社員として派遣されるまたは勤務する日本人スタッフは60ヶ月以内までであればドイツでの年金加入は免除され、ドイツ滞在中も日本の年金制度への加入を継続させることができます。

### 社会保険分担金の配分



EU法は、被雇用者はEU圏内であれば国を移動しても、他国での滞在が一時的なものである限りは自国の社会保障システムに留まることができるよう定めています。こうした場合、雇用者は一時的にドイツを拠点としている被雇用者のために社会保険分担金を支払う義務はありません。

\*額面給与が一定の額を超えている場合、被雇用者は、通常は被雇用者全員が加入を義務づけられている公的医療保険の代わりに民間の医療保険会社に加入することができます。

## GERMANY TRADE & INVEST は皆様を支援します

Germany Trade & Invest(ドイツ貿易・投資振興機関)の各産業エキスパートからなるチームは、皆様のドイツにおける事業活動の立ち上げを支援し、皆様の事業拡大戦略の最初の段階から事業マネジメントのサポートを行います。

Germany Trade & Investは主要な基幹産業およびそれに関連する供給・応用から研究開発分野までカバーする幅広い産業情報をご提供します。海外企業が必要とする個々の需要と投資基準に合致したビジネス立地を推薦してきた豊富

な経験を活かし、皆様からいただいたご要望をコンサルティングサービスを通じて具体的な立地選定へとつなげてまいります。候補立地ご訪問のアレンジのほか、潜在的パートナー、大学、当該産業および業界で活動する組織等とのミーティングアレンジも行います。

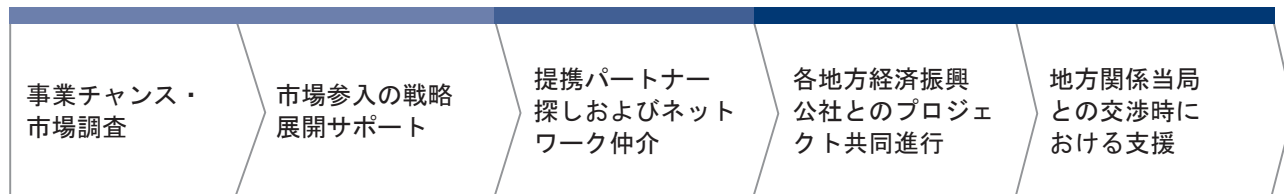
当機関における投資事業支援サービスはすべて、守秘義務のもと、無償でご提供しています。

### 戦略期

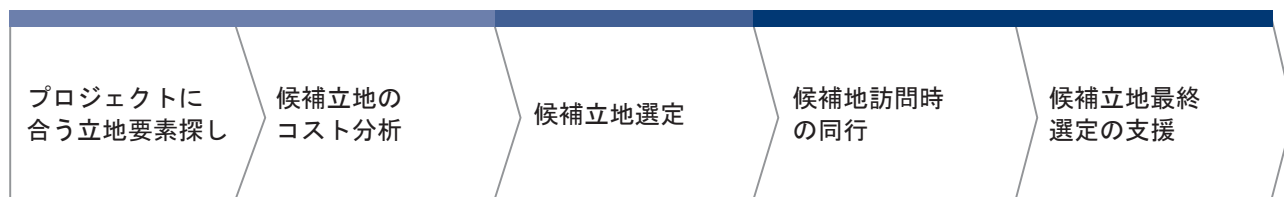
### 評価期

### 最終決定および投資実施期

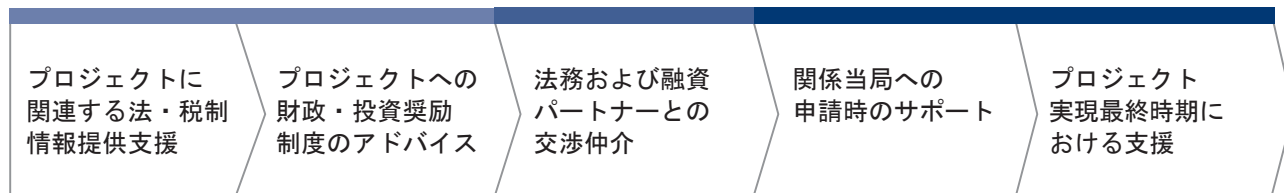
#### プロジェクトマネジメント支援



#### 詳細な立地候補提案



#### その他補足サービス



## 出版元

### 発行・編集

Germany Trade and Invest  
Gesellschaft für Außenwirtschaft  
und Standortmarketing mbH

Friedrichstraße 60  
10117 Berlin  
Germany  
Tel. +49 (0)30 200 099-555  
Fax. +49 (0)30 200 099-999  
invest@gtai.com  
www.gtai.com

### 総裁室

Dr. Benno Bunse, 主席総裁  
Dr. Jürgen Friedrich, 総裁

### 執筆者

Christina Schön, 税制・法律サービス部門  
Germany Trade & Invest, christina.schoen@gtai.com  
Udo Sellhast, 税制・法律サービス部門  
Germany Trade & Invest, udo.sellhast@gtai.com

### レイアウト

Germany Trade & Invest

### 印刷

Asmuth Druck & Crossmedia GmbH & Co. KG, Köln

### 注記

©Germany Trade & Invest, 2015年  
記載されている全てのデータは発行時の最新情報に基づいています。  
Germany Trade & Investは記載情報の最新性、正確性または完全性について何ら責を負うものではありません。

### 注文番号

16754

Supported by:



on the basis of a decision  
by the German Bundestag



## 当機関について

ドイツ貿易・投資振興機関 (Germany Trade & Invest) はドイツ連邦共和国の経済振興公社です。

当機関はドイツにおける雇用を確保および創出することにより経済立地としてのドイツを強化しています。

また、世界各国50ヶ所以上に拠点を置くパートナーとのネットワークを持ち、ドイツ系企業が海外へのビジネス展開をする際の支援の他、海外企業のドイツ進出のためにドイツを紹介し、進出事業計画実現へのサポートを提供しています。

Germany Trade and Invest  
Gesellschaft für Außenwirtschaft  
und Standortmarketing mbH  
ドイツ貿易・投資振興機関

日本代表事務所  
〒102-0075 東京都千代田区三番町2-4  
三番町KSビル 5F  
T. 03 5275 2072  
F. 03 5275 2012  
E. iwami.asakawa@gtai.com

[www.gtai.com/jp](http://www.gtai.com/jp)